

第四回宣野湾村議會臨時會議錄

一、一九五九年九月七日宣野湾村議會臨時會議在村役所會議室に招集した

二、出席議員は次々通りである

議序	氏名	議序	氏名	議序	氏名
一	仲村春云	八	畠知花云	大	畠久盛雄
二	岸本利寛	九	米須清祐	十	当山伊太郎
三	坪井眞一	一一	仲本公重	一一	安次昌盛信
四	佐喜眞慎祐	一二	花城清祐	一八	稻嶺登三
五	中山勝豊	一九	中里幸助	一九	豊里敏行
六	安里良朝	二〇	松木利義	二〇	柳原公貴
七	峰間達一郎	二一	山本朝徳		

三、不出席議員は無し

四、出席議員は次々通りである

出席議員は、出席議員と同じである。

五、出席議員は無し

六、市町村自治法第十九條の規定に依り會議事項説明つたくより
したる者は次々通りである

村長	仲村春勝	財政課長	当山全喜
助役	後東屋眞徳	経済課長	澤城安一
收入役	仲村春松	建設課長	桑江良徳

七、本議會の書記は次々通りである

八、會議事件は次の通りである

議案第3号 賦産の資材について

諮詢第3号 水道事業を行ふについて

決議第4号 議員の奉玉浦道決議について

決議第5号 入手 集成刑法の撤廃と革奉判の長裁判移管を請決議

九、議事日程は次の通りである

日程第一 議案第3号 (第三議会)

日程第二 諮問第3号 (第三議会)

日程第三 決議第7号 (第三議会)

日程第四 決議第8号 (第一議会)

二、會議の顛末

議長 年前十時三十分開會宣言

出席議員ノ大名であります。よそ市町村自治法第五
十三條、規定に依り議会は成立致します。よそ第四回議
会臨時会を唯今より開會致します。

番集或刑法の撤廃について、緊急動議として提出して貢うが

長休憩致します(年半十時三十分)

再開致します(年半十一時三十四分)

「」番議員の出席を報告致します

会期に付てお詫び致します

各委員長又集そ決めておわります

一五 番 暫時議會の場合、慣例に最も三日間とありますので、三日にしたい。
 議長 /八番へ議員の出席を報告致します。
 八 番 別に会期を三日間必要ないと思うので、一日間にしたい。
 議長 唯今、五番議員より三日間と、八番議員より一日間と二つの
 御意見がありまして、表决致します。
 一五番議員より三日間の御意見に賛成の方举手願います。
 举手した者二名少數でありますので否決になりました。
 ク ハ番議員の一日間の御意見に賛成の方举手願います。
 举手した者一大名多数でありますので、会期は本日一日
 宿を決定致します。
 議長 會議録署名議員の決定方法について、お諾り致します。
 一七 番 會議録署名議員は議長の指名に依る動議を提出
 致します。
 一一 番 賛成致します。
 一二 番 七番議員より、會議録署名議員は議長の指名とする
 動議が提出され、決定の賛成者がおりましたので、動議が成り
 故しよこに。
 議長 お詫び致しまして動議の並り議長指名と決定して、御裏
 議カリます。
 全員異議なし。
 御異議がなければ認め、會議録署名議員の決定は議
 長指名と致します。

議

長

入番議員(知花正大)一三番議員(松本利豈)を
會議録署名議員と致します。

日程へ入ります。

日程第一議案第十九号取扱費付に於て上提致します
書記をして照証せらます。

提案者より御説明願ひます。

議

長

先に教育委員會の陳情によりまして、村貯産にて七〇〇坪
を譲入致しました。教育委員會では、校金の割当が来ます
と仰りおりますので、急いで提案致しました。うで、宜しくお

願ひ致します。

議

長

賀賛に入ります。
春 提案者は此の議案を書く場合、卓の議會での議決を
頼んでおられて提案されたうえ、議決放してはソヤロウヒ思ふ。

議

長

使用料を免除すると言ふ話はうちがつた。剝政行政課で
は支障はない事で提案した。

議

長

休憩致します(午前十時四十分)
再開致します(午前十時四十分)

議

長

行政課の見解はもう少し知れぬが、ゴサ市の場合はどうか
直接現金を教育委員會に交付しております。

議

長

若し日本復帰した場合土地を買そ、賣す方法が良いと思う
又委員會としては現金の補助を要せず、委員會主義にし
たいとの要望である。

番 取得権例(第3條第1項)期限の方で権例で言う
 三年の件
 貸 自治法第24条第2項によつてやつてある。使用料の目的
 決議關係にありますと何年を越えろ処分、貸付り決議
 を要すりて提案にて。

番 さう首末西田大蔵より三年を試みる場合、四年を越
 すに場合に議決をやまと、最長限二〇年となりますので
 施期限三〇はけれども、年限を上ります由来出
 休憩致します(午後十時五十分)
 再開致します(午後十一時十分)

番 委員會が困ります。扱ふうは委員會、所有權り委員會
 に移すと言つてお張り居ますが、村々立場として考慮する所
 はござりますまい。行政方面はおつて、又委員會が困ります
 村 長 委員會に無償にすること、別に收入がなつて、云々土地相
 手で増すと、税金は困らざる執行に困ります
 番 私の木印にて答えてもらつた。

番 諸般の變化によつて、今から税金を上げる本意で書かば
 責任社であり議會を主導的おぼし御申す事
 村 長 必要が出来ば有償と云ふ意見を議決して七月三日後で
 改正する事に困ります。本意で書かば、議會

議長 休憩致します(午後十一時十五分)

議長	再開設と申します(矢作と藤井の二つ)
番	委員会として中学校を統合する所に行く積り
幹	長 金の済後討中である
一	番 P.T.A. がうち陳情です。それで今度は委員会で決議
村	長 委員会とP.T.A. 両方から来てある
議長	表 大体賛成が多いた様でありますので、質疑を折り上討論に入
番	りに話を聞きながら下を承認しておきま
議長	裏議員と手を貸すあります
番	色々意見めぐらしが、使用料をどうするのか問題や長期根性
議長	懲罰の感覚を是がるが、政府もこども、貸す方としても、校則を放
番	棄したくはない議員であり、住民が負担もあります
議長	機関が別下地の自治の未だ個人においては使用料を一部修正
番	たる事で原案に反対する
次	次に通学距離を提出して下さい
一	議長 菅野瀬村駄屋の取扱管理及び处分に関する条例第十三条第十一項但書前段の規定を適用し、免除とはせず消りますので、
番	課税は無償とする。但し村にあって必要があると認めた場合は
議長	有償とすることをあらわす
番	体験教育等(子宮寒時)の二つ
議長	休憩室を増やす

議

長

再開致上事(午後零時一分)

一部修正案、書記をして朗読せしもす

唯今之一部修正案に御異議ありま使人が

異議なしと唱うもすあり

議

長

御異議なきもと誤り全會一致で議案第39号取產の貸付につてを修正可決之是致しもす

議

長

日程第2議題第2号水道事業を行つて上提致しもす

書記をして朗誦せしもす

議

長

提案者の説明を願ひます

村

長

水道事業を早く進みたいたく、早く議會で議決をしたが、その資

金を貸り入れるためにかけ回ります。

現銀としては普天間、大謝石まで配管が通ります(水道公社)

村のところダムで開拓水道公社とも良く話して合つてのうだいとの事

安川木と村長は一日も早く実現したいと言ふ意味で計画した。

三月は河畔噴泉がすみがと、五月噴と言つて、水道公社より役

にせきで打つたが、水道公社としても二小は重要な問題であり

ますので、暫く生きる資料を出して莫れ、ニヤリ出ます。それを両方

至極当し様と

木道公社セドモ早と完成すヨレ又料金も安くガヨウで、契約

を果すと、このこと、當然のこと

議

長

賀総にべります。付属書類

番疏銀の資金が不可能と言ふ話であります。何時頃分つたか

村長	某作業日は午後二時に起つた。
番長	議會の時は旅費と資金を出すと話し合ひたと言つておつたが、
村長	木道公社と話し合の結果
番長	水道公社の不足について自己水源を持たねば出来ないといつて理あり、
村長	木道公社としては宜野湾にはこう條件を伏して居る。後で課長が説明す。
番長	議會では宜野湾がやりと譲渡したが、水道公社の方が喜んで言つたことは如何。
番長	午後零時十五分
番長	午後零時三十分
番長	水道公社の件、議會では話が出たが、自己水源で、どうして文書がとられて木道公社がござつけて居る様にはつておらずが、喜友名の件は我々可不前も向題がめどりと向うだら、補償の問題だべ、その説明はつゝじなかつたが、
村長	喜友名が決まり、資金の向題が決し、難行にしが、ある文書で、さうけた様にはつておらずが、水道公社の方では普天間がり喜友名を通じて、その検討に来た。我々としては早々来ると言つた。
番長	喜友名との關係で議會を提案してから三ヶ月であります。接する結果を報告致します。
番長	六月八日は村長助役、課長三名、喜友名を訪問して部落幹部などと懇談會を行なうと、老の役員會に於て

(不^可送^も良^か、向^題は補^償の額[、]向^題を^さり、村^は早く
事業計画^を進^して補^償額^を示^めして^差れ)と^言つた^とは役
員会^が意見^を列^する部落次^の意見^では^うか^つてと^言う^とと^せ前
モビツリした。全部落民^の意向^を早く知^らして^差れと^帰つた。
六月二日、正長議員部落次^の意向^が來^だ分^かり^ケら、議^事
申請^を待^つ様^にとの連絡^{があ}つた。

而^し村^とは急^きを要^すらず[、]待^つて^は出来^ひ、若^しどうぞ
お待^たひければ、不可能^ひら、地元議員^{から}動議^とを^な議^しり
ま^う様^に言^つた。

六月三日、喜友名^と長^{より}部落^の次議報^告書^を受^けた^が、
その内^容が明確^にキヤツキ山東^ひ下^で議会終了後^{説明}を受
け^き不足^{であつた}。

七月一日、喜友名^と長^{瑞慶観先生}書記^{大河木}越代外敷
名役所^に來^訪、報告書^の説明^を求^{めた}が、不要^領だ^{つた}う^で
他^に出張^{する}事^に關係^{課長}と^{助役}に^良く話^を聞^かて^{から}う
様^に頼^{んで}行^{つた}。や^う結果^は左^の通り^{報告}書^を受^けた[。]

部落長^の決議^はも^う勧^りせ^ざりう^でづら^く接^添す^如何^て振
こ^こは^變更^りなり得^{ること}言^はれた^と。

七月三日、喜友名^と長役所來^訪、喜友名^と長^が水道反
対^でトナナル^が又^はから^{調査}して^差れと^言つて^警察署^{から}
來^る居^るが、村長^は頼^人た^のと^尋ねた[。]

七月六日、新任課長^が檢移^を兼用^で話^{し合}の余裕^{があ}る^が。

否せ確めうすれば、その方法如何にすれば良しがを話し
合に來まし共大事の問題である所で、正長一派では確答せぬ
束ねりと思ふが貴殿の意見として伺り度
一人かは即答出来ぬからと言つて、瑞慶賀派を呼んで來り
水戸同様に対し同様の説明をしたら、寧にはさす水道問題
を進み、委員をして、二名抜出来て、三つ四つ皆そぞに詰つて
後日又詰し今後の機会を持つて、約して
それ当局の希望として、部落民に対して直接文書す
ことは困難であり、又全住民を一所に集めて、演説會の
様に行き、軍用地内の水を使用をめぐら、トランブルで引起
た難に誤解されたりかゝる、危険であります。されば可く代表
者を詰し令の出来様にして、りう一度、と述べて帰つた。
七月七日、喜友多来訪、喜友多ではある、部落民の決議を譲る
オウジとは出来ゆること、言つて、すりすり來て、良く話を下さり、
三月八時より詰し合ひ、打合せを持つて、して居る。
七月八日、部落民の決議以外に譲る出来ゆることは、決議通り
心口不和は本ほんれいと言つたとす。
契談日金、村当局の吊し上げサ様で、村の済木道事業
に附す協力的監督持り伺うことが出来たが、
△行政村に喜友多の了解を得て、設計・工事更に活かす
△御故村に喜友多許可した測量や水質検査をしたが
△村が喜友多の三項目(部落民の決議)を受けて入れたことが古

来の其水は、渠の決裂である。

△若じ喜友石より補償金に依りて水を送り良と申す
事をあれば、村の額を算定して喜友石と申く話し
合て議會に提案して度と思つた。それを出来度人せ更
て來りと

△若じ都落氏が決議した通りを以て水を送る事が出
来ぬと申うておれは已長が書面で報告して下工
立様立長に頼んだ。

△番井常吉御苦勞せられに付同情と申す。

△委員會での場合に於て、あれうけ自信満々と申しておつま方
私念をわざと言つたが、喜友石の多くは人情であつたが、

△水道公社より料金は要りと申うておりましたか、ピターテニモ。

△經濟課長
水道關係につき、初めから報告書と上げます。
△木道問題につき、四年半の問題で、村長が代々有斐
現はらは佐藤と申すで、現村長に於ては、水道事業部道人で
なりつて、喜友石と話をどうもへまか。どちらには、ひいては世論
せあり、具体的には、某三處に於けるが、少くない八項目の接済業
を出し、復で参考すまからと、議會で喜友石に同時に研究会
△村長議長課長、木村長、喜友石の幹部で、名位集つた。
△喜友石の希望として、水利の優先的に喜友石が確保、需要を
△請求施設は、村或産として、喜友石の施設の充立て不可。
△喜友石が、喜友石の不足した水を賣つて来た事など

この施設せ木が買ひ置きと聞きと喜友名の補助は又政府に
反還せり此ちと言ふ政府の見解を以て之を了す。又喜友名の
又ニ原北と言ふことは考へられぬ。喜友名に幾う補償
をすれば良し。今額を決める事は出来ぬ。之を以て
木道事業の安定性を考慮して補償すべきだと。

我どもはもう言ふ前から喜友名より問題は明確とし
たので、又村どもが設計を長期に亘るうえで、村長秘と
一諸に技術に技術者も斡旋して呉れと、そり結果政府の高
原地と喜友名の木源地を見て廻つた。

高原代は現在の喜友名の貯水池に又れて給水したのと、三の水
源では一方人は大丈史だと云つた。

今之澤木地で區域には不可能で、野嵩の高台以外には万々うで
耕作ともなく残るといと考へ然、區域に対する給水の対照にて
將來とも施設の重複等の点が少くして進むたい。

今之莫な議會にて報告し、喜友名より八項目を示めて、長
に度々會を持つ様にして進んだ。それが九月四日に説明に行つた。
我どもしては設計に着手したりで、有二日には我どもしては
何事の邪魔が入らうとはひんとも予想をして、村長議長役
所員高橋氏、三名で改めて行至木道公社を訪問して申た。
木道公社は利りりうであり我どもしては言ふほどの語
文政府は好い旨木源どうして話じ合つてが、政府どもは補助
をもつておつて、我どもしては、木道公社であつて支障はなしとの

△(宜野湾水道の造成代々譜)――

水道事業の認可を早く受けさせと願う。認可を受けて以降、
△に付しては、補助を米三斗水四斗と定められ、水道幹線が通航され、議会にて
本格的に計画を立てて水道開渠が進むられて、議会にて
議案を廃棄した。計画では、ここで止めた。

喜善名の問題について、幾らか補償をするかの問題がありました。

△冒立日には、伊佐木の改善幹部が、和村の水道施設の
視察を行きましたが、私と一緒に行き、どうぞわざか調査
來て喜善名の補償問題を解決し様と思つた。

△西月日は、喜善名の来りと采水と村長・助役・秘書人を行ふ本
議会の構想を詰めた。

喜善名とは、村廿何町を接する東昌が、補償の未納者で、
△喜善名と申すに算入せり。喜善名ありまつたが、喜善名の水道
補償額の一成議会で決めることは出来なかず、又法的に
決まつておらず、が出来なかが問題で、貴方さまもお村に幾らか補償
を受取れど申請せじと申します。且つ、水道の新設に伴
て法的に明確な人となり、補償問題再開の方が良いでせうと
△四月西日村長議長が三人で立法院に是非交渉を度り
卒業を補助をやうと断り方様にて話ひ合ひ、設計者(高草
及設計者)を持て行后、水道の新設に伴う水道の新設に伴う
△五月初三水道の復活事業計画を着手し、及設計者(高草)

		獨り行政課の見解としては復りとることでした。
		△六月三日議會が始まりて、最初に審議願うた。
		△六月三日議會で喜多名の問題で個人に、喜多名と おとせ河故村所どもうかと不満をおも様うでした。
		△天井久保に村が蓬萊とか事業の説明にて、村長助役 松久也行昌が喜多名の従事者事情的にひづをわすた。
		△村木主計と喜多名とは決していれ松とては水をさうことは ア朝を是りてあつて、統合に早々にして決つてもうつた口と言つた。
		△六月三日金議員の諸に立法院へ請願に行く。
		△六月三日琉銀から七月三日川木道公社の理事會があつかり 説明しを承ることに。
		△多葉江長が着付水戸市に喜多名を向題重森江長に引続 ぐことを意味で、村長三人で喜多名に行方。
		△上記種々喜多名とく接済の結果であります。この結果 △番草と給水とを重うと言ふ念願をあつた、議決した場合に、仙 位は附と申す話してありまじめが、西高位に差
一五	番	△經濟課長を字書を詰り日本ニシテヨリ減價の問題に日本耕水農が是に △自己水源を確保するためおります。また議決に手算でとり位子で
一五	村長	ヤリナシとねつておきが、また議決に手算でとり位子で △來る予定検討され可りを答へる。
一五	番	△市町村に対する補助金を新規事業で金助だや △喜多名の水道会社をして新規事業で金助だや

		西の言ふことは出来ませんが、
村	長	今度は水力計画の令はだらぎたて生産線、アリーナま でそれが必要があることの上に、水源地を水道公社が運営する事としてやることになります。
一五	香	岸地沼は水道公社の権が運営する事としてやることになります。
村	又	又村と云て、それが今までの水道公社が運営しておる事になります。
一五	木	木村と云て、それが今までの水道公社が運営しておる事になります。
村	長	今度は資金等で配管をすれば、急ぐその権があり結ばれ良い。
一五	番	番水道公社は、二度、三度と水を複数収集する事になります。
村	長	満八日換算の場合、貴方より賣社は取引をどうぞして下さい。
二	番	今度は業者どのも、裏名も問題と商標に現金が水道公社へどうよろしくおるが、今更自己水源を立ちが水道公 社の水を立がるかしておりませんが、
		水道公社の水を買つて、将来裏に譲り歩き、それは何とか、後を全 社長が譲り歩き、困りますが、それが、それで然で立がるが、
村	長	里と村民に水を供給しようと田ヶ原を裏で契約はしたがつたが、 それが議会で詰つてしまひましたと、云つた。
議	長	此の口証を聞くので、それを文書は開達します
一	番	善天門水耕場を横切りて大山にあります。これが五年練習せら ざらとも、跡をつけて設置いた様に、
"	"	休憩室とよび(午前二時四十分)
		車両移動等の所要時間を考慮して、運転手に適切な休憩室を設けられ ます。
"		車両移動等の所要時間と、運転手に適切な休憩室を設けられ ます。
	番	自己水源は本の所、裏名は井戸に立つが、利口水源地を
		裏名を立てるが、それが、水道公社へ立つて、それが、
		それから、それが、立つて、それが、水道公社へ立つて、それが、
		それから、それが、立つて、それが、水道公社へ立つて、それが、

経済課長	水源は海岸場の中(元神山)にあり、組合長の話では、大山の海岸は、ある様子で水量の調査をしたことはない。
番	村が計画をして、第三業者が手をつけろ様になつてある。話す中であるが、今内にそつ处置を取る必要があるが、後で困るが、又村が議決を、業者が手を弄ると言つた時は、何とかあると思うが、第ニ次計画で、工事に未だ、まだ時には、村としては補償され由来をさせんよと話した。(良二ヨドモト)で來むば(ヤメヨリ)と、
農	農業の問題に対する補償はどうが、以後は問題日暮。
桑江課長	主導権を今、未だ給付可能人口を調査はめたが、費用は、費用なり。
八番	大二名は村持ちと話を、話を改つたが、費用は、費用なり。
議	長水道問題を終焉と様子が生ずる事で、再質疑を打切り討論は入りたがと思つたが、いかがわせうか。
九番	裏譲りと呼ぶ重きある事にて、その辺の問題を、どうしてか、御輿論が、どうでありますかと質疑が切ります。
一〇番	番長は、話はせず、おられたが、今日までの事業を、計画と、水道公社が、社長議長から説明がござりしに通り、そつ結果文書が現れて来ておまづかしく、私ども、これにては、この問題を、解消する所を、水の問題は、全民の問題であります。
一一番	水道問題は、一日も早く解消を図れば、水の問題は、全民の問題であります。一挙に水を解決したいが、これが玉手で解決は、む。
一二番	水源を持手あります。二つ問題においても、第ニ、三次

		議長	計画議事本部より議事果が私どもは一応は自己水道で水道公管水を水道へ公社より繋水を求めていたと思ひますので
			公管水を水道へ公社より繋水を求めていたと思ひますので
			公管水を水道へ公社より繋水を求めていたと思ひますので
			公管水を水道へ公社より繋水を求めていたと思ひますので
		議長	外に更づて御意見は如何ですか
			異議なしと呼べるなり
		議長	御異議が當たり認められ同席を不う各項の同意をすむ旨
			那答申して良し方を云ふが
		議長	全員賛成
			御異議が當たり認められ同席を不う各項の同意をすむ旨
		議長	諸向の通ナ前後送致
			諸向第三回合議會
		議長	休憩致二十分(午後二時大分)
			休憩致二十分(午後二時大分)
		議長	再開致三時(午後三時三七分)
			ナ前後送致
		議長	ナ前後送致
			日標第ニ次議事と議員の本土派遣決議案を提出致す
		議長	書記をして詣詠せらるます
			提案者を説明願ります
		議長	香取議員と致しましては、本土の復興に市町村主視察して研究
			旨は、全員の間では不可能でありますので、三回に渡って行なたる
		議長	予算を範圍内で場所と日時を皆様で審議してまいりたい
			休憩致三時(午後三時四十分)
		議長	再開致三時(午後三時四十分)
			打合致三時(午後三時四十分)
		議長	打合致三時(午後三時四十分)
			打合致三時(午後三時四十分)

議	長	案件が残る事あり手てで時間延長をひと言と思ふますか
		いかが方々お見えの事でござり申立てに因りますので 異議なしも唱うります
	長	御異議なし様でありますで時間延長をして審議す る事に決定致します
		本件は午後四時(分)予めの事で御了承しておられます
	ク	再開致します(午後四時八分)
	ク	決議案を書記として朗読せります
	御異議なし様でありますので御了承しておられます	御異議なし様でありますので御了承しておられます
	御異議なし様でありますので原案通り決議決定します	御異議なし様でありますので原案通り決議決定します
	名	御異議なし様でありますので原案通り決議決定します
	名	再開致します(午後四時三分)です
	名	以上予定した日程は全部終了致しましたので
	番	緊急動議を提出致します
議	長	議事録第四十二条第五項の規定に依る議題として取り扱つて
		表決するが御異議なしと申立てに因りますので御了承しておられます
	議	異議なしと唱う可と申立てに因りますので御了承しておられます
	議	御異議なし様でありますので議題を本題に致します
	議	書記先生朗読せます
	議	長
	番	提出者の説明を願います
	議	且前会計書を取次いだ日本で某年某月某日某年某月某日

お車を引かれて、うはまほが水と二八角体が粗造に当つてある
が、それを新ひ布令ではひい 布令/四四手である
中野では説教嘉手網(シナガウ)等が撤除大會を行て居る
並の様な例を申じよがうと、普天間(ヒツキヤマ)は參和由来人が外で
酒を売そ西四手を、父(セニロ)娘(ミコロ)の四割金を取て
貰得(ヒトロ)が衣服を来て酒を売そ笑れど、娘が売つた三
三向題(ミコロ)、そが中點親が心叶ひえで来て、言葉が通じり
故に執行せまざとつがうけた。

裏金場時店の場合も同じである。

豪豪園の説教等も賣場会運用の問題で大變。

木北ドライバの話では現文才見立が差そ中には説教暴力

等外説が原因は小石太變である

此の場合を木軍(木連人)財産を取れば、そく法がアリ

此繩(此利州)で完分出来玉不(米軍)で木利車(木連車)支度

今昔は裏院に来て、利木(木連)の件でがうて、是那(那)木(木連)

次(次)の事で勧説(アドバイス)を提高致(ヒツヅケ)ては(は)は(は)は(は)

一ノ番答成(ヒツヅケ)する事(アリ)。

長賀継領(シヨリ)もアリ。

裏院(アリ)のと認め、質疑(アリ)討論(アリ)を良(アリ)と

裏議(アリ)を喝(アリ)す事(アリ)。

議長(アリ)御裏議(アリ)の様子(アリ)すうて、質疑(アリ)討論(アリ)

今(アリ)木(木連)の事(アリ)、木(木連)の事(アリ)上(アリ)木(木連)の事(アリ)

一三 番
皆成り音を見やうとすと提案者のより立派な説明がありまし
たが二日本著の場合はあらゆる團條の一致團結して集成刑法
撤廢を訴んで居る。又眞先に沖縄問題を取り上げてヨーロッパ
オーストリア等の國々もそう言つておる。さてこれが日本では、外國に
誹謗、煽動等は批判せども誹謗はまことに憲法の犯である。されば
日本人をありのものから外國人取り扱ひに生じたことは大きな悲劇で
ちあつて有力な武器となる。日本復帰を主張しても、
かりにシカ決議を是邦宣野湾村として決議してやうとしたい
議長
外に御意見見ありませんか、と聞いてある
要議事も聞うるゝあり。一三回の相談にて本文
議長御要請が申上申され、要請の件を決議致し候と思
事務が済むたる所を、大變のものと
要請をも頃うるゝ事非少く、多くは、外國に送り出され
て金命の敵を養成し刑法を被辱と軍裁判の長裁判務請
決議を原案通り可否を定めます。前二の件、主に御心配を
一番 番
御会の手にて一つ意見を述べておきたい
第一、各多父の村議會より明り件に付し相連が下り
議会議決を下さるに付しては、議長として何にが如つてある
ことをあわせり、その説明を願う。御心配の件にて云ふと
議長
解説が間違つてゐる。
議長
載吉場會に原文を持つて行つて、併しも時琉球新報に詫をして之へらかづ向

議長	番	許認めの場合、議長の見解を述べて改めて説明して、それを討論する。
議長	番	重ねて答へて、議長でこそ復せ思ふ。二回目、三回目。
議長	番	考へ坐りてあれどもと費用はどこからか。
議長	番	料費が少であるに付けて、その費用に付ふべきは、
議長	番	釐文を公吉の隣にあわせりて置き、公吉の隣で休まがゆう。
議長	番	茅を手てに持てておこなうでやうなど思ひ取れぬ。日本で行つて、
議長	番	身の外の隣を務め、正にさう思ひた。
議長	番	休憩放送室(午前四時三十分)
議長	番	新開設業者(午前四時四十五分)
議長	番	新設の問題は議会の問題だ。全くの賣社主義など、
議長	番	事の場合は於て、開業者に対しては、 <small>議会の問題を主張する者</small> 一部議員
議長	番	莫大な金を出でさせ、したければ出来ばらう。
議長	番	新設業者より新聞報道を待てて回顧に及らざれど、ある時は前題を解説したと想ふが、
議長	番	至るところを新設業者と見做す議論は度がうだと思う。
議長	番	新聞を取れど、どうかと思ふ。新設業者と見做す議論は度がうだと思う。
議長	番	うち阿頭と又取上申主とは、どうかと思う。新設業者と見做す議論は度がうだと思う。
議長	番	新設業者は個人で新設業者と見做す議論を生むがうだと思う。
議長	番	新設業者と見做す議論は、前頭とおどり、

番	主理議長をある人が裏で考言う事せん言々すと、言う二 と日本どうかと思テ又半半の者とは誰を指して居ますか。
議長	支綱を書いてありますから、今は村民の福祉はもう口下控 えてあります。
議員	我等は済み辰に議決となり、議會のうちに声明文を放棄し 南遷にて後を説ひ承りぬけ出来り、取扱ひますてあります。
番	今更持た返す様なことをどうかと思ひ置き、一木三川打 切跡の復旧を思ひます。
議長	先手を擧り開港時會の最終日の日程は全部終了致しました。 會期中多忙におかれました。慎重なる審議をして戴き誠にあり あとさうござります。(一木三川打切跡の復旧)
七會議	三木市持つて第四回宜野湾村議會臨時會開會改選集 散會(午後九時)
七會議	次第に書記を記載いたしましたが、そり内容が正確で あることを証するため、ニニに署名する
八十九年六月七日	八十九年六月七日
議長	宜野湾議會議長 横山 云
議員	議事録署名人 知花 五郎 横山 云 議事録署名人 松本 利宣
八十九年六月七日	八十九年六月七日
八十九年六月七日	八十九年六月七日